

12 企業年金課

(1) 厚生年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて企業の事業主が母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給（代行給付）するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度として、昭和41年に導入されました。

近畿厚生局では、厚生年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

なお、厚生年金基金を取り巻く構造的な変化に対応し、公的年金と企業年金の役割分担、企業年金の事業主・加入者が負うべき役割とリスクを再整理することを目的とした平成25年の法律改正により、平成26年4月以降の厚生年金基金の新設は認められないこととなり、また、一定の存続基準を満たさない厚生年金基金については、解散又は他の企業年金制度等への移行が促進されることとなりました。

イ 実績

(ア) 厚生年金基金数

	単 独	連 合	総 合	基 金 総 数
平成28年度末	1 基金	1 基金	12 基金	14 基金
平成29年度末	0 基金	0 基金	2 基金	2 基金
平成30年度末	0 基金	0 基金	0 基金	0 基金

(注) 単独・・・一企業が単独で設立

連合・・・主力企業（親会社）と関連企業（子会社）が共同して設立

総合・・・同種同業の多数企業が共同して設立

(イ) 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ提出する書類	規約変更認可申請書等	規約変更届出書等	公法人証明、印鑑証明
平成28年度	882 件	91 件	489 件	149 件
平成29年度	432 件	29 件	353 件	108 件
平成30年度	190 件	23 件	4,993 件	49 件

② 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、厚生年金基金の事業運営の適否がそのまま加入員及び受給者等の権利に影響し、ひいては厚生年金保険制度全体にも影響を与えかねないため、法令・通達等に基づき適正な業務執行が図られていること、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを主眼として実地監査を実施しています。また、解散した厚生年金基金に対しても、清算事務が適正に行われているかを確認するため、財産目録等承認申請時において実地監査を実施しています。

イ 実績

	通常実地監査	解散後実地監査
平成28年度	0 基金	21 基金
平成29年度	0 基金	20 基金
平成30年度	0 基金	8 基金

(注) 平成 30 年度の通常実地監査は、近畿厚生局管内全ての基金が解散等の方針を決定していたため、監査対象となる基金はなし

(2) 国民年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け、都道府県ごと（地域型）や業種別（職能型）に公法人である国民年金基金を設立し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度として、平成 3 年 4 月に導入されました。

近畿厚生局では、国民年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

なお、平成 31 年 4 月に、全国 47 都道府県の「地域型国民年金基金」と 22 の「職能型国民年金基金」が合併し「全国国民年金基金（所在地：東京都）」が設立されました。

イ 実績

(ア) 国民年金基金数

	地 域 型	職 域 型
平成28年度末	7 基金	0 基金
平成29年度末	7 基金	0 基金
平成30年度末	7 基金	0 基金

(イ) 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ提出する書類	規約変更認可申請書等	規約変更届出書等	公法人証明、印鑑証明
平成28年度	55 件	4 件	29 件	16 件
平成29年度	51 件	9 件	23 件	4 件
平成30年度	51 件	0 件	10 件	2 件

② 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施しています。

なお、監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しています。

イ 実績

	実地監査
平成28年度	2 基金
平成29年度	3 基金
平成30年度	2 基金

(注) 監査業務は、原則、所定の周期で行っており、計画どおり実施

(3) 確定拠出年金に関する業務

制度の概要等

ア 概要

確定拠出年金は、事業主又は事業主と個人が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることが出来るようにするための制度として平成13年10月に導入されました。厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独または共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型(iDeCo)」があります。

近畿厚生局では、「企業型」にかかる管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

イ 実績

(ア) 規約承認件数

	規約承認総件数	新規承認件数
平成28年度末	858 件	60 件
平成29年度末	946 件	90 件
平成30年度末	1,012 件	72 件

(注) 新規承認件数は、規約承認総件数の内数

(イ) 各申請書等の受付件数

	規約承認申請書	規約変更承認申請書等	規約変更届出書等
平成28年度	66 件	216 件	1,032 件
平成29年度	96 件	368 件	956 件
平成30年度	60 件	469 件	1,073 件

(4) 確定給付企業年金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

確定給付企業年金は、厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乘せの年金給付のみを行う仕組みとして、平成14年4月に導入されました。この制度には、労使合意の年金規約に基づき、事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、外部積立てにより年金資産を管理、運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理、運用し年金給付を行う「基金型」があります。

近畿厚生局では、事業主及び企業年金基金からの規約承認(認可)申請書、規

約変更承認（認可）申請書及び規約変更届出書等の受理、承認及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明及び印鑑証明等の業務を行っています。

イ 実績

(ア) 規約承認・認可件数

	規約承認（規約型）及び認可（基金型）総件数	当年度中の新規規約承認及び新規認可件数
平成28年度末	2,666 件	34 件
平成29年度末	2,619 件	26 件
平成30年度末	2,556 件	15 件

(注) 当年度中の新規承認及び新規認可件数は、規約承認及び認可総件数の内数

(イ) 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ提出する書類	規約変更認可申請書等	規約変更届出書等	公法人証明、印鑑証明
平成28年度	295 件	253 件	3,514 件	52 件
平成29年度	296 件	226 件	3,710 件	59 件
平成30年度	349 件	221 件	3,713 件	70 件

② 指導監督

ア 概要

平成 22 年度から、確定給付企業年金を実施する事業主及び企業年金基金に対して、監査を始めました。監査は、初めに書面により監査資料の提出を求め、確定給付企業年金の事業運営が法令及び規約に基づき適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて実地による監査を行っています。

なお、監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しています。

イ 実績

	書 面 監 査		実 地 監 査	
	(基 金)	(事 業 主)	(基 金)	(事 業 主)
平成28年度	6 基金	187 事業主	0 基金	0 事業主
平成29年度	6 基金	162 事業主	3 基金	0 事業主
平成30年度	6 基金	144 事業主	4 基金	0 事業主

(注) 確定給付企業基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行っており、計画どおり実施